

インターネット選挙運動の 回顧と展望

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学教授

改正内容の概要

1. ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動の解禁
2. 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁
3. 政党等の選挙運動期間中選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告掲載の解禁
4. 選挙期日後の挨拶行為の解禁
5. 屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写等の解禁
6. プロバイダ責任制限法の改正

全体構造

【インターネット等を利用する方法】

「放送」以外の電気通信の送信文書図画を端末の映像面に表示させるものすべて

【電子メール】

① SMTP方式

② 電話番号方式

【ウェブサイト等を利用する方法】

ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等

電子メールの定義

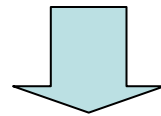
- 電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）2条1号に規定する電子メール（142条の3 1項）
- 総務省令（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号の通信方式を定める省令）
- 総務省令改正 → 連動して公職選挙法の規定における電子メールの定義も変わる
- 他法令の政令で、法令本体の定義に影響

電子メール 送信規制

- 送信に規制(第三者送信を禁止)
 1. 密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすい
 2. 複雑な送信先規制等を課しているため、一般の有権者が処罰(2年以下の禁錮、50万円以下の罰金)され、さらに公民権停止になる危険性が高い
- ウェブページにおける誹謗中傷等はプロバイダ責任制限法に基づくプロバイダの対応に委ねる
- 密室性が高いため誹謗中傷やなりすましに悪用されやすく、送信先規制が複雑であり違法行為を行ってしまう可能性がある電子メールについては、第三者による送信を禁止

■「電子メール」

- SMTP方式及び番号方式
- Facebook、Twitter、LINE等のメッセージは含まれない



- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）による規制を想定

SNSのメッセージ

- プロバイダ責任法による対応のはずが…
- 通信の秘密（電気通信事業法4条1項）の保護対象であるからプロバイダ責任制限法の規定は適用されない
- メッセージは、受信者を特定する必要があり不特定の者に対して送信されるものではないので、電気通信事業法4条1項に規定する通信の秘密を持ち出すまでもなく、これらのメッセージにはプロバイダ責任制限法の規定は適用されないとみることとも可能

落選運動用電子メール

- 電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布の解禁
- 表示義務
 - 頒布者の電子メールアドレス
 - 頒布者の氏名・名称
 - 違反者 1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金
- 第三者送信が可能
- 当日送信が可能
- 落選運動の定義が不明確なまま刑事罰(投票を得させないための活動との区別)
- 選挙運動用メールと区別する意義があるのか?

期日後の挨拶行為

- 選挙期日後に当選又は落選に関して選人に挨拶をする目的をもって行う行為のうち、インターネット等を利用する方法により行われる文書図画の頒布が解禁(178条2号)
- ウェブサイト等だけではなく、電子メールを利用することも可能
- 選挙期日後、ホームページにおいて当選又は落選に関する挨拶を記載したり、電子メールを利用して当選又は落選に関する挨拶をしたりすることが可能
- 第三者も可能、表示義務もなし
- 選挙運動用、落選運動用電子メールと違って野放し
- 「あいさつ」と「挨拶」が混在

公選法違反の可能性がある事例をめぐって

公選法違反 従来への対応

- 公職選挙法違反行為について、選挙運動に関するものは、それが明らかになった時点で選挙管理委員会が陣営に注意・警告
- 有権者等からの電話通報や、選管職員による違法行為の実見
- 悪質なものについては警察に通報、検挙
- 違法行為が限定的
 - 選挙運動態様違反、戸別訪問・買収等禁止違反、選挙運動員関係(未成年者等)

「メールメール大作戦」

2013年7月20日

選挙戦最終日を迎えて

この度、私たちが呼びかけた「メールメール大作戦」が、システム上の不備と改正公選法の無知により、たくさんの皆さんにご迷惑をおかけしたことににつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

最終盤を迎え、山本太郎への支持は急速に拡大しています。それにともない、掲示板ポスターを燃やされたり、様々なネガティブキャンペーンも盛んになっておりますが、今回の問題で、山本太郎の当選が取り消されたりすることはありません。

当初私たちは、ネット選挙解禁により、選対本部からは選挙運動のためのメールを送ることができるという点に着目し、ネット版ハガキ作戦として、「メールメール大作戦」を行うことにしました。

しかし、改正された公職選挙法への認識不足により、紹介いただいたメールへの確認作業（メールアドレスの本人確認と選挙運動用メールの受信承諾）という作業をおろそかにしたため、他の方から公職選挙法に抵触するおそれがあるのではとのご指摘を受け、メールの送付を停止しました。

すぐに、総務省選挙課に相談したところ、紹介メールへの確認作業を行えば、「メールメール大作戦」は、続けることができるとのアドバイスをいただきました。

また、一時名前やメールアドレスなどの個人情報がネット上で閲覧可能になった問題についても、システム設計上の不備であり、技術的に対策可能との結論に至りました。

ぜひとも、選挙戦最終日となる今日一日を、一票一票を積み重ね、100万票突破を実現するために精一杯頑張ってください。

山本太郎選対 事務局長 木村芳正

いいね!

770



ツイート

292



<http://imahahitori.com/>

鈴木寛候補への誹謗中傷

それなのに、このコラムを書いたのは義憤だ。鈴木氏は暴漢に襲われたという。また鈴木氏はネット選挙の実現に熱心に取り組んだ。それなのに一連のトラブルに巻き込まれ、こうしてネットで批判されるのは気の毒だ。そして選挙という国民の代表たる議員を選ぶ営みが、デマや興奮で穢(けが)されるのが悲しい。

東京選挙区では定数5のうち、自民党2議席、公明党1議席がほぼ確定。4-5位が熾烈な争いらしい。そして泡沫候補と見られていたのに、反原発を標榜する山本太郎候補が、もしかしたらその5位争いに絡む情勢だ。5位前後の位置に鈴木寛氏がいる。

どうも観察するとネットで鈴木氏へのデマ、誹謗を流す人の中心は山本候補を応援する「勝手連」の人のようだ。ネットを使った中傷や誹謗で鈴木氏を落とそうとしているらしい。上記の田中という人が典型だ。山本候補が関与しているかは知らない。しかしデマを流す人は汗水足らして選挙に参加している気配もなく、ネット上での勝手応援団が騒いでいるようだ。

<http://agora-web.jp/archives/1548217.html>

買収罪関係

公職選挙法に抵触と総務省指摘 ラプレ、「ラプレ 選挙PR」断念

07.03 16:32

ネットとメディアを活用したPR会社のラプレ（大阪府中央区）は、2013年4月19日に成立した「インターネット選挙運動解禁」の公職選挙法改正に伴い、動画配信・SNS・ツイッター・フェイスブックなどを用いたトータルネット選挙サービス「ラプレ選挙PR」を立ち上げた。今回、同社が、この24時間密着生中継を開始するにあたり、総務省に問い合わせたところ、報酬を得て業者が主体的に企画を行った場合、公職選挙法違反で、買収のおそれがあるとの見解を得た。

ラプレは、依頼される側からは、「是非、有権者にわかりやすいように、うまいこと撮ってくれよ」と依頼されてる状態で、主体性は候補者にあるものとして認識していたが、同社のスタッフが映像や音声など、視聴者に対して見やすさや構成を考えて撮影した場合、主体性・裁量性は同社になり、この場合、公職選挙法に抵触するとの回答を得たという。

総務省は「機械的に撮影して放送したらいい」との見解を示したが、同社によれば、テレビカメラを通しての中継時に機械的に撮影する事は不可能に近いという。同社は、ディレクターやカメラマンが良いように撮影しようと思えることが主体性になってしまうと判断した。総務省にさらに見解を求めたが、これ以上の回答は得られなかったとしている。

<http://www.sankei-kansai.com/2013/07/03/20130703-065738.php>